
感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社いち樹における感染症の予防及びまん延防止のための本指針を定める。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

株式会社いち樹(ケアサポートいち樹、ケアプランセンターいち樹)は、感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び従業員の安全を確保するための対策を実施する。

2. 平常時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」に沿って、感染症の予防及びまん延防止に努める。

1) 次にあげる事項を常時実施する。

- ① 事務所を喚起する。
- ② マスクを着用する。
- ③ 訪問時は利用者・家族に見えるよう手指消毒する。
- ④ 訪問先が不衛生・劣悪な住環境や感染リスクが高い場合は、シューズカバーやスリッパ着用、プラスチックグローブ着を着用する。

3. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会その他法人内の組織

1)当法人では感染症の予防及び発生時のまん延防止の組織的対応を図ることを目的に「感染症対策委員会」を設置します。

2)感染症対策委員会の構成委員の委員長は代表者、委員は各事業所代表とする。

3)委員会は、概ね6か月に 1 回以上開催します。感染症が発生した場合は、随時開催する。

4)委員会の審議事項

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備に関すること
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修に関すること
- ③発生時の対応について報告体制や原因分析と再発防止、再発防止策を講じた効果について評価に関すること
- ④審議された内容を周知するとともに、感染症対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

4. 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修

1)研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき感染予防及びまん延防止の対策を徹底します。

2)職員研修は原則年 1 回、及び職員採用時に実施します。研修の実施内容について

は、研修資料等を記録し保存します。

3)職員訓練は原則年 1 回、研修内容を踏まえ実施します。訓練の実施内容については訓練資料、実施記録を保存します。

5. 発生時の対応

- 1) 当法人内で感染症が発生した場合は、株式会社いち樹 感染症対策委員会(以下「委員会」という。)が中心となり発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡と対応を行う。委員会は、その内容及び対応について、全従業員に周知する。
- 2) 報告が義務付けられているものについては、速やかに行政へ委員会が報告する。
- 3) 感染拡大の防止を委員会が協議し、行政・保健所から指示に従い、会社組織及び全従業員に周知し実施する。
- 4) 必要時、サービス事業所や関係機関と情報共有や連携して、まん延しないようにする。外部へ公表する場合は、個人情報を十分配慮する。

6. 利用者等に対する当該方針の閲覧

当該方針については、利用者及び家族が閲覧できるよう掲示する。

附則

本指針は、令和5年4月1日より施行する。

株式会社いち樹

ケアサポートいち樹／いち樹ケアプランセンター